

<身体拘束の指針>

(1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は入居者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。

利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

(2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ・ 自傷および他害防止の名目で、本人の両手を覆いかぶさって動けないようにする
- ・ 部屋の外から鍵をかけ、本人が自由に出られないように閉じ込める（隔離）・
- ・ 自傷行為防止等の名目で、ミトンなどの手袋を着用させたり、紐で縛ったりして手指の動きを制限する。

(3) 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する。その場合であっても、利用者の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組む。

(4) 次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努める。

①利用者の理解と基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除く。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施する。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努める。

管理者・施設長等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくる。特に強度行動障害による行動・心理状態について法人全体で習熟に努める。

③身体的拘束適正化のため利用者・ご家族・関係者と話し合う。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、安易な身体的拘束を行うことをせず、対応を一緒に考える。

(5)事業所内で発生した身体拘束等の報告方法及び記録に関する基本方針

やむを得ず身体拘束等を実施した、あるいは実施せざるを得ない事態が発生した場合は、以下の手順により速やかに報告・検討を行い、その内容を遅滞なく記録するものとする。

1. 報告の手順と組織的判断

- 現場職員から管理者への報告: 身体拘束を実施した職員は、直ちにその態様、時間、利用者の心身の状況、及び**緊急やむを得ない理由（3要件：切迫性、非代替性、一時性）及び緊急やむを得ない理由を記録し、管理者に報告する。
- 家族等への報告: 身体拘束を行った場合は、速やかに家族や保護者に対して、実施の理由、期間、態様、解除に向けた取り組みについて説明し、理解を得よう努める。
- 適正化委員会への報告: 管理者は発生した事案については、速やかに虐待防止・身体拘束等適正化委員会に報告し、切迫性・非代替性・一時性などの緊急やむを得ない3要件」を満たしているかを確認する。また、その原因、プロセス、解除に向けた具体的方策を検討・実施する。
- 市町村への相談・報告・通報: 緊急やむを得ない3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たさない身体拘束その他の虐待を行ったと疑われる場合は、障害者虐待防止センター等、行政に対して速やかに通報を行い、外部の視点を含めた適切な支援、利用者の安全確保に繋げる。

2. 記録の義務付けと具体的項目

- やむを得ず身体拘束等を行った場合は、以下の項目について、サービス提供記録（ケース記録・個別支援記録等）及び個別支援計画への記録をする。
- 身体拘束の態様: どのような方法で行ったか（部位、用具、介助方法等）。
- 実施時間: 拘束を開始した日時及び終了した日時（又は実施期間）。
- 利用者の心身の状況: 実施前後の利用者の身体的・精神的な状態。
- 緊急やむを得ない理由: 身体拘束の3要件（切迫性、非代替性、一時性）を組織としてどのように確認し、判断したか。

3. 記録の保存と提示

- これらの記録は適切に保存し、行政からの求めや利用者・家族からの閲覧請求があった際に、速やかに提示できる体制を整える。

(6)利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針（情報の公表・開示体制）

本指針については、利用者及び家族がいつでも内容を確認できるよう、以下の公表・開示体制を整える。

1. 事業所内での掲示・備え付け

- 本指針は、事業所内の見やすい場所への掲示、または事務室等に利用者が自由に閲覧できるファイルとして常備し、周知を図る。

2. 契約・更新時の説明

- 利用契約の締結時及び個別支援計画の作成・見直し時に、利用者及び家族に対して本指針の内容を丁寧に説明し、身体拘束を原則禁止する方針と、やむを得ず実施する場合の手続きについて理解を求める。

3. 外部への情報開示

- 利用者、家族、又は成年後見人等から指針の開示請求があった場合は、速やかにこれに応じるものとする。また、本会のウェブサイト等において広く社会に対しても公表し、透明性の高い運営に努める。